

【医療保険】指定訪問看護の重要事項説明書

利用者様に対する訪問看護の提供開始にあたり、本事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 誠幸会																						
法人所在地	神奈川県横浜市泉区上飯田町字庚申塚 2083 番 1																						
代表者氏名	理事長 鈴木太郎																						
電話番号	TEL:045-800-1800 FAX:045-800-1811																						
事業所数	<table> <tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>2 箇所</td></tr> <tr><td>軽費老人ホーム</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>高齢者グループホーム</td><td>5 箇所</td></tr> <tr><td>サービス付高齢者住宅</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>訪問介護</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>居宅介護支援</td><td>6 箇所</td></tr> <tr><td>訪問看護ステーション</td><td>2 箇所</td></tr> <tr><td>障害者関連施設</td><td>1 1 箇所</td></tr> <tr><td>保育園</td><td>2 箇所 企業内保育 1 箇所</td></tr> <tr><td>地域ケアプラザ</td><td>3 箇所</td></tr> </table>	特別養護老人ホーム	2 箇所	軽費老人ホーム	1 箇所	高齢者グループホーム	5 箇所	サービス付高齢者住宅	1 箇所	通所介護	3 箇所	訪問介護	3 箇所	居宅介護支援	6 箇所	訪問看護ステーション	2 箇所	障害者関連施設	1 1 箇所	保育園	2 箇所 企業内保育 1 箇所	地域ケアプラザ	3 箇所
特別養護老人ホーム	2 箇所																						
軽費老人ホーム	1 箇所																						
高齢者グループホーム	5 箇所																						
サービス付高齢者住宅	1 箇所																						
通所介護	3 箇所																						
訪問介護	3 箇所																						
居宅介護支援	6 箇所																						
訪問看護ステーション	2 箇所																						
障害者関連施設	1 1 箇所																						
保育園	2 箇所 企業内保育 1 箇所																						
地域ケアプラザ	3 箇所																						

2 事業所概要

事業所名称	泉の郷綾瀬訪問看護ステーション
指定番号	4490173
所在地	〒252-1115 神奈川県綾瀬市落合南 2-3-60
電話番号	TEL:0467-71-5520 FAX:0467-71-5521

3 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

【運営方針】

- (1) 泉の郷訪問看護ステーション（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、より自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、主治医や、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関と居宅介護事業所等の密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4 本事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

職 種	常 勤	非常勤
管理者（看護師）	1名（常勤兼務）	
看護師	3名（常勤兼務）	0名
事務員	1名（兼務）	0名

研修	研修内容	対象者
採用時研修	職務に就くにあたって・姿勢・心得 活動内容と注意点 活動中の対処方法 緊急対応・感染症	入職時
年間研修	法令遵守・制度について、医療安全 感染症対策について、個人情報保護法・守秘義務 認知症看護、精神科看護、緊急時の対応・心肺蘇生 褥瘡の看護と処置、防災時の対応について・虐待予防に関する研修等1年を通じて研修を行っています。	全職員

5 営業時間・サービス提供日

営業日・営業時間	月～日曜日 午前9時から午後6時 原則として年中無休
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

6 営業地域

綾瀬市	上土棚南 上土棚中 上土棚北 落合南 落合北 深谷南 深谷中 深谷上 深谷本蓼川 寺尾南 寺尾釜田 寺尾本町 寺尾西 早川 早川城山 綾西 吉岡 吉岡東
藤沢市	長後 高倉 下土棚 湘南台 土棚 円行 桐原町 菖蒲沢 葛原

7 訪問看護の内容及び利用回数

利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切な対応ができる体制とします。

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

〔サービス内容〕

- ・病状・障害の観察
- ・清潔の保持、睡眠、食事、栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- ・褥瘡予防・処置
- ・日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- ・療養生活や介護方法の相談・助言
- ・服薬管理・カテーテル等医療器具使用の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

- ・認知症・精神障害の看護
- ・人生の最終段階における看護

- (2) 本事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。
- (3) 精神科訪問看護の場合、訪問回数は、1日1回 週3回までの利用が可能です。
- (4) その他の医療保険における訪問看護の場合、基本回数は3回/週となりますが、ご病気や状態等に応じて4回/週・一日複数回の訪問も可能な場合があります。
- (5) いずれの場合も1回の訪問時間は30分～90分未満となります。
- (6) 状況に応じて複数の訪問看護ステーションを利用する事もできます

8 利用料

利用者からいただく利用者負担額は、医療保険医療保険関係法に規定する厚生労働大臣が定める法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

(基本療養費＋管理療養費＋加算分) × 負担割合 × 訪問回数 (別紙料金表参照)

身体障害者の医療受給者や特定疾患の医療受給者など公費対象の方の場合は、利用金額が免除もしくは減額されます。(お住まいの市町村によって違いがあります。)

(加算等について)

□24時間対応体制加算 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制で、緊急時訪問看護を必要に応じて行います。

□特別管理加算 特別な管理を有する利用者(厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して計画的な管理を行った場合 (Ⅰ)(Ⅱ)

(Ⅰ) ①気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

(Ⅱ) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

③真皮を越える褥瘡の状態

④週3回以上点滴を行っている状態

□難病等複数回訪問看護加算 同一日に2回以上の訪問看護を行う場合。(利用には、厚生労働大臣が定める疾病や状態のある方、特別指示書の発行がある方です。)

□複数名訪問看護 同時に2人の職員が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合

□訪問看護ターミナルケア療養費 在宅で死亡した利用者について、次に定める基準に適応している場合に、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

○利用料金の支払い方法

翌月末日までに前月分の請求書をお渡し致します。

(1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1 カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月 27 日に利用者が指定する口座から引き落とします。（27 日が土・日・休日の場合は、その翌営業日）

(2) 現金払い・振り込みを希望される場合

現金払いの場合は、看護師訪問時に請求書をお渡ししますので、次回訪問時等にご準備ください。振り込みの場合は、原則請求書に記載してある指定口座に振り込んでいただきます。なお振込の場合は、手数料等は自己負担となります。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

前日午後 6 時までに連絡がなかった場合	1200 円を請求致します。
----------------------	----------------

＊ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

＊尚、キャンセル料は実費損害が発生した場合のみ徴収します。

※その他の保険適応外の利用料

○交通費

(1) 本事業所から片道 10Km 未満 200 円

(2) 本事業所から片道 10Km 以上 400 円

○永眠時の処置料（エンゼルケア） 10000 円

○保険適応外の訪問看護利用料金

営業時間内（9：00～18：00） 60 分未満 1 回 10000 円

営業時間外（18：00～翌 9：00） 3 割増し

30 分を超えるごとに 5000 円

別途、交通費を頂きます。尚、保険適応外の訪問看護を行う場合、別途自費訪問契約書を交わします。

9. 緊急時等の対応の方法

1. 訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。
2. 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、利用者に係る関係機関等に連絡するとともに、必要な処置を行います。
3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 災害発生時の対応等（悪天候時も含む）

1. 災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。
2. 災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
3. 状況により訪問日時や時間の変更、訪問の中止をお願いする場合があります。
4. 災害発生時業務継続計画を制定し、定期的に訓練・研修を行うことで（年1回以上）災害発生に備えた体制を確保します。

1 2 感染症などの対応

1. 感染症拡大を予防の為、手洗いや消毒を行い、日々の健康管理に努めます。
2. 感染症拡大により、職員等の欠勤や利用者や家族の感染等により、訪問日時や時間の変更、訪問の中止をお願いすることがあります。
3. 感染症流行時における業務継続計画を制定し、定期的に訓練・研修を行うことで（年1回以上）新型コロナウイルス等の感染拡大時に備えた体制を確保します。

1 3 個人情報の保護

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 4 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
2. 当事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 4 相談窓口・苦情申し立て窓口

○サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

社会福祉法人 誠幸会 相談窓口 法人本部	所在地	横浜市泉区上飯田町 2083-1
	電 話	045-800-1800
	F A X	045-800-1811
	相談時間	24 時間

泉の郷綾瀬訪問看護ステーション 管理者 伊藤 将己	所在地 横浜市泉区上飯田町 2079-1 電 話 045-392-3232 F A X 045-392-3016 相談時間 9：00～18：00
神奈川県保健福祉局医療課 （医療安全相談センター）	所在地 横浜市中区日本大通 1 電 話 045-210-4895 F A X 045-210-8856（24 時間受付） 相談時間：午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 3 時 月～金曜日 （祝休日・年末年始を除く）